

セゾンカード 永久不滅ポイント規約

第1条（目的）

この規約は、株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が発行するクレジットカードの会員に対し提供する、ポイントプログラムを利用したサービス「永久不滅ポイント」（以下「本サービス」という）についての基本的条件を定めるものです。

第2条（用語の定義）

この規約に特に定めていない用語・事項は、クレジットカード規約（以下「カード規約」という）の定めるところによります。

なお、当社が第三者と提携して発行する提携カードに付帯する独自のポイント制度等、この規約と別の定めがあるプログラムは、その定めるところによります。

第3条（ポイント付与の対象カード）

本サービスの対象カード（以下「本カード」という）は、当社が発行するセゾンカード（家族カードを含む）とします。但し、当社所定のカードについては、本サービスの対象外とし、対象外のカードの申込書、WEBサイト等には、本サービスの適用がない旨記載します。

第4条（ポイント付与の対象取引）

当社は、本カード毎に、本会員及び家族会員のカード利用分を合算し、当該カード利用代金の締切日における利用金額合計に対し、1,000円につき1ポイントを本会員に付与します。

なお、1,000円に満たない端数は切り捨ててポイント数を算出します。

2. 当社は、当社又は当社が提携する第三者もしくは加盟店が実施するサービスやキャンペーンにより、前項のポイントとは別に所定のボーナスポイントを付与することがあります。
3. 前二項のポイントは、ポイント付与の対象となる取引等を当社が確認し付与ポイントを確定した後付与しますが、加盟店からの売上票到着時期又は事務処理上の都合により変動することがあります。
4. ポイント付与の対象となるカード利用を取消し、また変更した場合等、ポイント付与後にカード利用代金に増減が生じた場合には、当社はこれに応じてポイント数を増減します。

第5条（ポイント付与除外条件）

ポイント付与の対象となるカード利用代金には、カード年会費、提携先年会費、キャッシングサービスの利用代金・利息・手数料、リボルビング払い及び分割払い手数料、遅延損害金、本カードの再発行等に関する手数料、一部のショッピング利用、その他当社が指定する利用又は代金は含まれません。

第6条（ポイント確認）

ポイントの本会員への直近の付与数及び保有残数は、カード会員用 Web サービス「Net アンサー」及び「パーソナルアンサー（自動音声応答）」で本会員が確認できます。

本カードのご利用明細書を受取っている本会員には、当該明細書に記載する方法で通知します。

第7条（ポイントの合算）

本会員として複数のカードを所有する場合、各々のカード利用で付与されたポイントは合算されます。

2. 本会員は、本カード（家族カードを除く）を自己の名義で保有する家族のうち、当社が認めた範囲の家族との間でポイントを合算することができます。

第8条（ポイントの有効期限）

本会員の保有ポイントに、有効期限はありません。

第9条（商品等との交換）

本会員は、ポイントを当社が定めた方法及びポイント数に基づき、当社所定の商品及びサービス（以下「商品」という）と交換することができます。家族会員資格での交換申込みはできません。なお、ポイントを現金と交換することはできません。

2. 本会員は、ポイントと商品の交換を当社所定の方法により当社に申込みものとします。なお、交換の申込みを当社が受付けた後の取り消し、希望商品の変更、返品、送付先の変更はできません。
3. 交換した商品を送付する場合の送付先は、本会員の日本国内の届出住所又は本カードのご利用明細書送付先とします。なお、本会員の届出住所に誤りがある等の理由により商品が送付できなかった場合、当社は一切の責任を負わず、また再送付する義務を負いません。
4. 当社は第2項の申込みを受付けた時点で、商品の交換に必要なポイント数をポイント残高から減じます。

第10条（交換後の取扱い）

前条のポイント交換手続き完了後1ヶ月を経過しても商品が届かない場合は、本会員は当該交換手続き後3ヶ月以内に当社にその旨を連絡するものとします。本会員から連絡がない場合は、当該商品等が送付されたものとみなします。

2. 当社の都合により本会員が交換を申請した商品の提供ができない場合、本会員は当社の提供可能な他の商品を指定するか又はポイント交換を撤回できます。なお、ポイント交換を撤回した時点で当社が既にポイント数を減算している場合の当該減算ポイント数の本会員に対する返戻は、当社所定の時期、方法によります。
3. 当社は、交換後の商品の利用にあたって発生する交通費、宿泊費、公租公課その他の費用を一切負担しません。

第11条（交換商品の利用に関する責任）

交換商品の利用に関して生じた事故、商品の破損等については、商品の製造元又は提供先と会員との間で解決するものとし、当社は一切の責を負いません。

第12条（商品等及び交換ポイント数の変更）

当社は会員への事前の予告なく、いつでも商品及びその交換ポイント数を変更することができます。この場合、第15条の規定を適用します。

第13条（譲渡禁止）

本会員は、第7条第2項の場合を除き、保有ポイントを第三者に譲渡したり相続させたりすることはできません。

第14条（権利喪失及び利用停止）

本会員が次の各号のいずれかに該当した場合、本会員は保有するポイント並びに商品との交

換及び合算に関する一切の資格を喪失するものとします。

(1) 退会、カードの有効期間満了、会員資格の取り消し等本カードの会員資格を喪失した場合

(2) 死亡した場合

2. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、本会員が保有するポイント並びに商品との交換及び合算に関する資格を何ら通知することなく、喪失させまたは停止することができます。

(1) 本会員が当社に対する債務（本カードに限られない）の履行を怠った場合

(2) 会員がカード規約又はこの規約に違反した場合

(3) 不正な方法によるポイントの付与、交換、又は合算が行われたと当社が判断した場合

(4) 前号のほか、会員の本サービスの利用状況又は本サービスを受けるためのカード利用状況が不適切又は社会通念に照らし容認できない等により、当社との信頼関係が維持できなくなった場合

(5) その他前各号に準じる行為を行ったと当社が判断した場合

第 15 条（規約の改定等）

当社は、本規約の一部又は全部をいつでも改定できます。この場合当社は、ホームページでの掲載等、当社所定の方法により会員に告知します。

2. 当社はいつでも本サービスの全部又は一部を変更、中止又は廃止できます。その結果会員に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わず、何らの補償を行いません。

第 16 条（情報の利用）

会員は、当社及び本サービスに関する業務委託先が、本会員の氏名、住所、電話番号、会員番号、ポイント数等の情報を必要な保護措置を講じた上で、ポイントの交換、合算、商品提供の手配等に関する事務処理のために利用することに同意するものとします。

第 17 条（システム対応に伴う制限）

当社は、会員への事前の通知又は会員の承諾なく、本サービス提供に供するシステムの不具合発生やメンテナンスのために本サービスの提供を中断又は内容を変更する場合があります。これによって会員に生じた損害については、当社に故意又は重過失がない限り当社は一切の責を負いません。

第 18 条（免責事項）

当社の責によらない、通信機器等の障害又は回線障害等により、本サービスの取扱いが遅延又は不能となった場合、そのために生じた損害について当社は一切の責任を負いません。

2. ポイント数に関するデータが災害その他やむをえない事情によって消失した場合、又は当該データに異常が生じた場合には、当社は、当該時点において取りうる合理的な措置を講じません。それにも関わらずデータの復元又は異常の解消がされなかった場合、そのために生じた損害については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責を負いません。